

アメリカ合衆国国家防衛教育法（1958年）の 教育史的意義

—ロックフェラー報告・コナント報告の人材養成論との 比較において—

松浦 良充

1. 問題設定

本稿において筆者は、アメリカ合衆国の「国家防衛教育法」(Public Law 85-864: The National Defense Education Act of 1958)の教育史的意義について考察する。

1940年代末から50年代にかけて、「冷戦」体制下のアメリカでは、革新主義教育(Progressive Education)の展開である「生活適応教育」(life adjustment education)への批判が高まっていた。その中でソビエト連邦は、アメリカに先駆けて人工衛星「スプートニク」(Sputnik)の打ち上げに成功する(1957年10月4日にⅠ号, 11月3日にⅡ号)。この事件はアメリカ教育の改革をめぐる論議に衝撃的な影響を与えた。そして翌58年9月2日, 第85連邦議会(第2会期)の審議を経て, 国家防衛教育法が成立した。

後に詳しく見るように, 同法によって, 多額の連邦資金がアメリカ教育の様々な領域に投入された。それにもなって1960年代のアメリカ教育改革の進路は大きく決定づけられた, と見ることができる。

一方, 国家防衛教育法の成立に前後して, アメリカ教育の改革を訴える二つの報告書が発表された。すなわち, ロックフェラー報告(Rockefeller Brothers Fund, *The Pursuit of Excellence: Education and the Future of America*, 1958.)とコナント報告(James B. Conant, *The American High School Today*, 1959.)である。ともに当時の教育改革論議に強い影響を与えた, として言及されることが多い。ところが国家防衛教育法やこれ

らの報告書の内容については、意外と詳細な教育史的研究が少ない⁽¹⁾。

従来、国家防衛教育法の教育史的意義は次のように評価されてきた。例えば毛利氏は以下のように言う。「冷戦」政策の強化にともない、軍事科学、経済、技術革新の面での国際的（とりわけ対ソ連の）競争が激化する中、国家防衛教育法（国防教育法）の成立は、米国支配者層の「『パワー・エリート』とりわけ科学技術エリートの養成」への関心が決定的になったことを端的に示すものであった。そしてこの時期の「エリート」教育構想の政策としての具体化は、「『エリート』と『大衆』との選別化を一段と強め、その『能力』の名による再編は、連邦、州、地方当局の教育援助の貧困にもとづく階級、人種、地域による教育現実の格差を著しくし、かつ固定化していった」（毛利、160-1）。また毛利氏はコナント報告を次のように見なす。すなわちそれは、「国防教育法において集中的効率的投資を受ける少数英才のためのカリキュラム改革の提言」、つまり「国防教育法体制下のもっとも現実に適合した能力主義的再編構想」であった（毛利、177）、と。

このように国家防衛教育法の成立にともなう教育改革の動向は、マンパワー（manpower）政策に基づく「能力主義（的教育）」の傾向をもつ（大野、108ff；金子、26-8）、と一般に見られている。その際特に「優れた能力」をもつものの教育、すなわち「英才教育」が促進された、との見方が強い（Ravitch、1985：4；宮地、176-8；山内、5-6）。

ところがこの場合、「能力主義」という概念は明確に定義されていない。「能力主義」教育とは「英才教育」と同義と考えてよいのであろうか。「能力主義」は、教育学においてしばしば用いられる概念である。しかしその意味内容は必ずしも明確でない。「能力主義」教育を「学習者の『能力』に応じた教育」と考えてみる。するとそれは「英才教育」のみを意味するものではない。

キャリアーは、アメリカ教育のレトリックが、1940年代の革新主義的「生活適応」マンパワー立案者のそれから、1950年代末の冷戦マンパワーのそれへと移行した（Karier、325）、と見る。同様にスプリングは、1945年以降の国家的教育政策（national educational policy）の展開の中で、国家防衛教育法やコナン

ト報告が、冷戦体制下のマンパワーの需要に応じて、教育の社会的な選別の機能を正当化するための役割を果たした、と指摘している（Spring）。

筆者は歴史的に見て、国家防衛教育法の成立にともなう教育改革動向が、マンパワーの需要に応じることをめざした、と考えることには異論はない。しかし果して、そこでのマンパワーの養成（人材養成）とは、少数の英才を科学技術エリートとして養成することのみをめざしていたのであろうか。

このような課題意識から本稿では、国家防衛教育法がめざした人材養成の内容を、先にあげた二つの報告書の人材養成論と比較検討する。そしてそれによって、国家防衛教育法の教育史的意義を考える際の手がかりを得たいと思う。国家防衛教育法の教育史的意義を考えるには、その多彩な運用実績や、同法に刺激を受けた教育改革動向についての詳細な検討が必要である。その作業は本稿の限界を越えるので、後日の課題としたい。ここでは考察の対象を国家防衛教育法成立前後の時期に限定する。そして特に人材養成論に焦点をあてて考察を進めて行きたい。

II. 国家防衛教育法がめざしたもの

(1) 国家防衛教育法の概要

国家防衛教育法は10のタイトルから成り立っている⁽²⁾。同法は成立当初、1958年7月1日から62年6月30日までの4会計年度間に実施される予定であった。しかし後に数度の期限延長と条文の修正を経ることになる。まず各タイトルごとの概要を簡単に見ておきたい。

タイトルⅠの「総則」では、国家の防衛のためには、すべての若者にその才能の充分な発揮のための機会が与えられることが必要である、と宣言されている。そして州および地方学区の教育に対する権限を確認した上で、連邦政府の財政援助が、いかなる教育機関および学校のカリキュラムや授業計画、管理や人事に対する統制になってはならない、と禁止されている。

タイトルⅡ「高等教育機関の学生に対する貸付金」。この規定によれば、州の各高等教育機関は、連邦からの支出金をもとに学生貸付基金を設立する。

貸付金は、①学問的に優秀であって初等または中等学校の教員となる希望を表明した学生、および②その成績によって理科、数学、工学（engineering）または現代外国語の能力や素養が充分であると認められる学生に対して、特別の配慮が払われる。各学生に対する貸付金総額は、年額1,000ドル以内、全年度を通じて5,000ドル以内、である。返済は、貸付金を受けた学生がフル・タイムの学生でなくなった1年後から10年間にわたって年3%の有利子で行われる。ただし州の公立の初等または中等学校のフル・タイムの教員として勤務した場合は、返済の一部が免除される。

タイトルⅢ「理科、数学および現代外国語教育の促進のための財政援助」。各州は、この規定に基づく基金利用のための州プランを立てる。この基金は、まず①初等・中等学校での理科、数学または現代外国語教育のための実験室、および視聴覚教材や設備ならびに教科書を除く印刷物などの用品の取得、②そうした実験室などの設備の小規模の改造、のために利用される（連邦政府は、①②のために各会計年度ごとに7,000万ドルを支出）。さらに、(1)公立の初等・中等学校の理科、数学および外国語の分野の教育指導（監督）行政（supervisory services）の拡張や改善、(2)そして州プランの実施、のために利用される（連邦政府は、(1)(2)のために各会計年度に各500万ドルを支出）。連邦（教育局）は、各州の割当限度額内で、州プランの実施に必要な額の50%（初年度は全額）を支給する。なお州に対する連邦支出金の12%は、私立学校の同種の計画のための貸付金として活用される。

タイトルⅣは、「国家防衛のための特別研究員」の制度に関する規定である。これは大学教師（志望者を含む）のための新たな大学院教育の計画に利用される。1958-9年度1,000人、それ以降の3会計年度に各1,500人の研究員をおく。採用期間は3学年以内である。特別研究員には、第一学年2,000ドル、第二学年2,200ドル、第三学年2,400ドルが、および扶養家族一人につき毎年400ドルが支給される。また特別研究員が所属する高等教育機関に対しても、一学年2,500ドル以下の資金が支給される。

タイトルⅤ「ガイダンス、カウンセリングおよびテスト—有能な生徒の認

定と奨励 (Identification and Encouragement of Able Students)」。この規定は二つのパートから成る。第一は、各州の中等学校において、有能な生徒を見つけ出しその高等教育機関への進学を奨励するための州のプログラムに対する援助である (Part I. State Programs)。各会計年度ごとに1,500万ドルの支出が承認される。各州の割当限度額の範囲内で、各州が計画に要した資金の半額を連邦が支給する (初年度は全額)。第二は、中等学校の教職員のための「ガイダンス・カウンセリング」訓練講習を行う高等教育機関とその出席者への援助である (Part II. Counseling and Guidance Training Institutes)。1958-9会計年度に625万ドル、それ以降の三会計年度に各725万ドルの支出が承認される。

タイトルVI「語学教育 (Language Development)」。この規定では第一に、外国語教育と地域研究のセンターを設立する際の援助、および現代外国語の教育のための調査・研究が行われる (Part I. Centers and Research and Studies)。このために各会計年度ごとに800万ドル以下の支出が承認される。第二に、初等・中等学校の現代外国語教育の教員やその監督・訓練に従事する (もしくはその準備をしている) ものが、新しい教育方法や教材の訓練のために高等教育機関において行われる講習に出席するための援助が、機関および出席者個人に対して行われる (Part II. Language Institutes)。そのために各会計年度ごとに725万ドルの支出が承認される。

タイトルVII「テレビ、ラジオ、映画および教育目的に関わるメディアのより有効な利用のための調査および実験」のための規定。これによって、新しい教育メディアの開発のための調査と実験が援助される (Part I. Research and Experimentation)。また、新しい教育メディアに関する情報の普及がめざされる (Part II. Dissemination of Information on New Educational Media)。さらに連邦教育局に「新教育メディアに関する諮問委員会」が設置される (Part III. General Provisions)。このタイトルのために、1958-9会計年度に300万ドル、それ以降の3会計年度に各500万ドルの支出が承認される。

タイトルⅧ「地域職業教育計画」。これは1946年の職業教育法（ジョージ＝バーデン法）のタイトルⅢとして追加される。そこでは、科学的知識を要し国家防衛上必要とされる分野の職業で、高度に熟練した technician（ハイスクール卒業程度以上の熟練度と技能をもつ中級技術者）の訓練のために援助がなされる。各会計年度ごとに1,500万ドルの支出が承認される。

タイトルⅨは、全米科学財団（The National Science Foundation）に「科学情報局」を設置するための規定である。

タイトルⅩ「雑則」。ここでは特に、この法律に基づく基金の支払や貸付に際しては、アメリカ合衆国に対する「忠誠誓約・宣誓（Loyalty Oath and Affidavit）」が義務づけられている（Section 1001）こと、および各州の教育行政機関による統計サービスの改善を援助する条項がある（Section 1009）、ということを指摘しておく。

(2) 国家防衛教育法の成立上の問題点

以上のような内容をもつ国家防衛教育法は、第85連邦議会（第2会期）において、上院が8月22日、下院がその翌日というように、会期切れ（8月24日午前4時）ぎりぎりに通過した。同法は、民主党（アラバマ州選出）のヒル上院議員（Lister Hill）とエリオット下院議員（Carl Elliott）の法案が土台となって、激しい論議と様々な修正・妥協を経た上で成立した。

審議の際に争点となったのは主として次のような点である（Cf. Clowse）。(1)連邦政府の積極的な財政援助が州や地方学区への統制（違憲）になるのではないかと、との問題。(2)私立学校への財政援助（政教分離の原則）の問題。(3)人種隔離政策をとる学校への財政援助を禁止する条項、および個人への資金援助の際の人種、皮膚の色、宗教、出身国や性による差別を禁止する条項の問題、などである。このうち(1)と(2)に関しては、連邦による教育統制の禁止が明文化され、私立学校に対する援助は貸付金で行われることになった。さらに審議当初の法案では中心的であった奨学金の条項が削られ、貸付金の形に変化している。(3)に関しては、南部出身議員の執拗な抵抗に対して、廃

案化を恐れて結果的には削除された。

(3) 国家防衛教育法による人材養成がめざしたもの

さて国家防衛教育法はどのようなマンパワーの養成をめざしたのであろうか。特にここでは、多額の資金が投入されたタイトルⅡとⅢに注目したい。

タイトルⅡの学生貸与金は高等教育振興策である、と考えるのが一般的である。しかし筆者は次の点に着目したい。すなわち貸与を受ける学生の選択と貸付金の返済にあたって、初等・中等学校の教員志望者が優遇されている点である。事実、貸与を受けている学生に対する就職希望調査（1960年7月1日～61年6月30日の期間に貸与を受けている学生が対象）によれば、全体の6割近くが教育職に就くことを希望している。しかもその内の9割近くが初等・中等学校の教員志望である（Hall: *School Life*, ⑱）。（表Ⅱ-1参照）つまりタイトルⅡの財政援助は、直接的には高等教育に向けられてはいる。しかし間接的には、あるいは究極的には、それは初等・中等教育の改善をめざしている、と見なしてよい。

これに対してタイトルⅢは、初等・中等教育の理科・数学・現代外国語教育の改善に直接向けられている。しかも州のプランに対して、連邦一州のそれぞれが50%ずつの財政負担をする。したがって企画全体に投入される資金は膨大なものになる。

タイトルⅢの実績に関しては、その有効性を評価する報告（*School Life*, ⑪; ⑫; ⑬; NEA Research Division）がある。と同時に、次のような点についての様々な批判が存在する。すなわち対象となる教科が限定されている点（後の改正によって、歴史・公民・地理・経済・英語・読み方、などの教科が追加されることになる）、不十分な計画のもとで不必要な機器の購入がなされている点、学区間の経済的な格差を拡大する傾向がある（これに関しては州によって実態が異なることが報告されている）点などである（“Broad Purpose Federal Support Should Replace N.D.E.A.”; Champbell and Bunnell; Champbell and Hencley; Johnson; Miller and Goldberg）。実

表Ⅱ-1：貸付金貸与学生の就職希望調査

(出典, Hall: *School Life*, ⑩, pp.26-7)

(1) 全貸与学生の希望職業分野*

職業分野	総 計		大学1・2年生		大学3・4年生		大学院生	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
総計……………	148,348	99.9	72,466	100.0	64,945	100.1	10,937	99.9
教育……………	87,640	59.1	42,239	58.3	39,736	61.2	5,665	51.8
科学*…*…	35,944	24.2	16,969	23.4	14,335	22.1	4,640	42.4
数学……………	1,471	1.0	804	1.1	624	1.0	43	.4
工学……………	15,338	10.3	7,820	10.8	7,265	11.2	253	2.3
現代外国語	290	.2	210	.3	72	.1	8	…
その他…………	6,295	4.2	3,330	4.6	2,640	4.1	325	3.0
未定……………	1,370	.9	1,094	1.5	273	.4	3	…

(筆者注) *全貸与学生の約3分の1以上にあたる51,444名の学生を対象にした無作為抽出調査にもとづく。

* *社会科学分野 (経営・経済, 政治・法律など) を含む。

(2) 教師志望者*の内訳

段 階	総 計		大学1・2年生		大学3・4年生		大学院生	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
総計……………	86,992	100.0	42,003	100.0	39,498	100.0	5,421	100.0
初等教育…	21,434	24.7	11,451	27.3	9,512	24.1	471	8.7
中等教育…	55,560	63.9	27,427	65.3	25,605	64.8	2,528	46.6
高等教育…	9,928	11.4	3,125	7.4	4,381	11.1	2,422	44.7

(筆者注) *教育行政, ガイダンス・カウンセリング分野は含まない。

験室ほかの設備の取得や改造などに関しては, その教育的効果は簡単には評価できない。しかしタイトルⅢの顕著な効果として指摘できるものがある。それは, 理科・数学・現代外国語の州supervisorの増加である。この分野の州supervisorは, 国家防衛教育法成立時には全米で33名であった。それが1960年3月1日現在では160名に増加している (*School Life*, ⑩)。

このように国家防衛教育法において最も多額の資金が投入された二つのタイトルは、ともに初等・中等教育の（エリート中心ではないという意味において）一般的な改善に関心を向けている。もっとも、タイトルIVの特別研究員制度やタイトルVのガイダンス・カウンセリング・テストの計画は、有能なエリート学生・生徒の選別・養成をめざしている、と言える。しかしタイトルVIにおける語学教育の講習制度や、タイトルVIIの新しい教育メディアに関する調査や実験も、初等・中等教育の改善を意図している。さらに、タイトルVIIIの地域職業教育計画は、科学技術エリートではなく、中級の技能者の養成をめざしている（Cf. *School Life*, ⑦）。

すなわち国家防衛教育法の人材養成は、単なるスポーツニクへの即応的な反応に基づく科学技術エリートの養成を主たる目的としていたのではない。それは、理科・数学・現代外国語に重点をおいた初等・中等教育全般の質的向上をめざす、国家的規模における教育改革のための政策的表現であった、と見なすことができる。

Ⅲ. ロックフェラー報告の人材養成論

(1) ロックフェラー報告の成立と反響

ロックフェラー報告は、ロックフェラー・ブラザーズ基金が組織した特別研究プロジェクト（The Special Studies Project）の7つの研究班のひとつ、「教育に関する研究班」（The Panel on Education）の報告書である。同研究班は、座長のガードナー（John W. Gardner: president, Carnegie Corporation of New York; president, Carnegie Foundation for the Advancement of Teaching）のほか、学者を中心とした14名のメンバーで構成されている。

1958年6月に発表された同報告書は、1959年1月までに20,000部が販売され、11,000部が郵便で配布された。またNEAは35,000部を購入した。そのほかにもプリンストン大学が同窓生のために4,500部を購入したのをはじめ、ノートルダム大学900部、コロラド大学200部、婦人会連合（Federation of

Women's Club) が15,000部を購入したという (Campbell, 143)。

次に、同報告がめざした人材養成の論理を簡単に検討した上で、その特徴を考えたい。

(2) ロックフェラー報告の人材養成の論理

同報告によれば、人間的なエクセレンス (human excellence) への関心は、人間の尊厳 (human dignity) という理想の反映である。したがって個人の尊厳の思想に基づいて、巨大な組織や制度の中においても個人の創造

表Ⅲ－１：労働力の職業別分布（高度の技能・職業の労働力）

（出典、Rockefeller Brothers Fund, p.7より）

	1910年	1957年
専門職・技術者	4.4%	9.9%
事業主・経営者・公務員 (農業を除く)	6.5%	10.3%
事務職員	10.2%	14.1%
熟練労働者・職工長	11.7%	13.3%
高度の技能・職業総計	32.8%	47.6%

力や可能性を十分に実現するべきことが主張される (Rockefeller Brothers Fund, 1-2)。

科学技術上の変化と社会組織の複雑化によって、高度の能力、十分な訓練を受けた才能や熟練労働力に対する需要が高まっている。例えば約50年前と比べてみるとこのことは顕著である (表Ⅲ－1 参照)。オートメーションの発達は、単純労働の数を減らす。そして専門分化が進行している。最近、高度の才能をもつマンパワー (high talent manpower) の不足が指摘されている。しかし長期的に見れば、あらゆる職業において労働力に必要とされる能力や技能のレベルが上昇し続けている。しかも科学技術の発展の著しい世の中にあっては、将来いかなる職業への需要が高まるかを予測することは難しい。したがって我々は、あらゆる多様な種類の才能への需要に備えなければ

ばならない (pp.7-12)。

機会の平等 (equality of opportunity) とは、素質や動機における個人差を認め、達成度 (achievement) における個人差を受け入れることを意味する。そこでエクセレンスの追求に関しては、次の点を考慮しなければならない。第一に、「エクセレンスという我々の考え方は、多くのレベルでの多くの種類の達成度 (achievement) を含むものでなければならない」(原文イタリック)。第二に、エクセレンスは能力 (ability) と動機と性格の産物である。よって我々は、生まれつきの能力 (native capacity) が優れた能力 (superior performance) の唯一の構成要素であると考えてはいけぬ。第三に、才能 (talent) における個人差の判断は、人間的な価値の個人差の判断ではないことを認めなければならない (pp.16-7)。

このように主張した後、同報告は、教育制度改革への提言を行う。特に学校教育制度においては、すべての子どもの可能性を様々なレベルにおいて最大限に発達させることが求められている。すなわち「我々は、すべての子どもへの関心の文脈の中でエクセレンスを求めなければならない」(p.22) のである。

しかし同時に、有能な生徒には特別の配慮が求められる。すべての生徒には、英語4年間、社会科3～4年間、数学・理科各1年間、の一般教育 (general education) が必修である。しかし「学問的に才能のある生徒 (academically talented student)」には、さらに加えて理科2～3年間、数学3年間、外国語少なくとも3年間の選択科目を用意すべきである (p.26-7)。またテストやガイダンス・プログラムの強化によって有能な生徒を見い出して、その能力を最大限に発達させるべきである。具体的には、教科ごとの能力別クラス編成や、成績上位2%の選ばれたグループによる (ハイスクールにおける) 大学単位履修プログラム (College Entrance Examination Board の実施による Advanced Placement Program) への参加が提案されている (pp.28-31)。

さらに同報告は、次の四つの点の才能の浪費や誤用を戒める。そして才能ある人材の徹底した養成を主張している。第一は、経済的、政治的、社会的に不利な

条件のもとに置かれてきたマイノリティー集団 (minorities) の人材の活用である。特に黒人の才能が最大限に発揮されるように平等な機会が必要である。第二は、女性の才能の活用である。さらに第三に、経済的に貧しい地域や区域の住民の能力を浪費しないように、それらの地域の復興をはかるべきである。また、第四は、第一線を退いた老人の労働者の才能の活用である (pp.39-42)。

才能や能力のよりよい活用は、エクセレンスの追求にとっての一部分の問題にすぎない。根本的にはそれは、究極的な意味で個人の生活がなんのために存在するか、という動機と価値の問題である (pp.45-9)。最後にこのように論じて、同報告は締めくくられている。

(3) ロックフェラー報告の特徴

以上見てきたロックフェラー報告の人材養成論の特徴は、次のように要約できるであろう。

第一に、個人の多様な能力の多様なレベルでの発揮が主張されている。もちろん有能な生徒への特別な配慮が強調されている。しかしここでは上位数%に属する有能なエリート生徒にのみ関心もたれているのではない。科学技術の発展と社会組織の複雑化の中で、多くの職業が訓練された労働力を必要としている。この認識に基づいて、あらゆるレベルの人材の養成がめざされているのである。

第二に、徹底した個人の才能・能力の発揮が主張されている。同書では、教育制度は「大きな選別の過程 (a great sorting-out process)」(pp.28-9) である、と考えられている。その過程の中では、すべての人がその能力を最大限に発達させるために、機会の平等の理念が原則となる。それに基づいて、才能を浪費するべきでないという観点からマイノリティーや女性、経済的に恵まれない地域の住民、そして老人の能力の活用が主張されている。これをレトリックと見るべきかどうかは、さらに詳細な検討が必要であろう。しかし少なくとも主張の上では、差別的条件を廃して、個人の「能力」本位の人

材養成を主張している。この意味で同報告は、「徹底した能力主義」を特徴とすると見なせるであろう⁽³⁾。

第三に、上の二つの特徴に一貫している主張は、エクセレンスの追求と平等性とが、対立するものではなく、両立する概念として捉えられている、という点である。すなわち生まれつきの能力の個人差の存在を認め、すべての人がそれぞれの能力を最大限に発達させることこそ、「平等な」「エクセレンス」の追求を意味する。この観点から、才能をもつ英才・エリートへの特別の配慮による人材養成が正当化される。と同時に、能力の多様性に応じた各職業分野における人材の養成が主張される。ここでは、教育制度を通じた多様な職業構造に対応する能力的選別が正当化されているのである。

IV. コナント報告の性格

カーネギー・コーポレーションの援助のもと、コナント (James B. Conant) と彼の研究チームは、26州の103のハイスクールと4つの学校組織を調査した (1957-8 学年度が対象)。1959年のはじめに発表され、広く読まれた (Cf. Ravitch : 1983, 230-1 ; 毛利, 175-9) 著名な同報告書の概要の説明はここでは省きたい。同報告の人材養成論の特徴的性格は、以下のように要約できる。

まずコナントが強調するのは、「アメリカ公教育の典型」(Conant, 8) と見なされる「総合制ハイスクール (comprehensive high school)」の整備である。それは、「そのプログラムがコミュニティのすべての若者の教育上の必要に対応しているハイスクール」(下線部イタリック) と定義される (p.12)。すなわちそれは、すべての生徒に将来の民主主義社会の市民に必要な一般教育を提供する。そして卒業後すぐ就職する大多数の生徒には実用的な技能のための選択科目、他方大学に進学する生徒には上級の学問的教科 (特に理科・数学と外国語) を提供するのである (pp.17-20)。

コナントの関心の主眼は、大学進学をめざす生徒、つまり「学問的才能のある生徒」の教育の改善に向けられていた。これは、進学適性検査や低学年

の成績の全国標準で上位15～20%の部分にはいる、数学と外国語の両方に才能のある生徒をさす。これらの生徒の中から将来専門的職業に就く者が出てくる。したがってこのような生徒には、かれらにふさわしい学問的諸科目を幅広く履修するように指導すべきである、と考えられている。そして、そのような生徒の発見と指導に大きな役割を果たすのがカウンセラーの仕事である (pp.57-62)。また、上位3%に属する「高度の英才」に対する、大学単位履修プログラム (Advanced Placement Program) の利用による特別措置 (pp.62-3) も提案されている。

すべての生徒は、カウンセラーのガイダンスに従って個人に応じた履修計画を立てる。そして必修科目などでは、科目ごとの能力別グループ編成が奨励されている。コナントによれば、これは決して別々のプログラムをもつコースに生徒を振り分けてしまうことを意味しない (pp.46-50)。総合制ハイスクールは、あくまで、コミュニティのすべての生徒の多様な能力に応じた教育を提供するのである。すなわちコナントは主張する。「総合制ハイスクールの特に重要な目的のひとつは、能力や職業上の関心が異なる生徒の間に、相互の尊敬と理解を発達させることである。」と。そしてこの目的のために「ホームルーム」が活用される (pp.74-5)。

要するにコナント報告は、「機会の平等と身分の平等」(p.8)の理想を前提にした、エリートの能力開発を主眼とした人材養成論の性格をもつ、と見ることができる。これは、「優れた能力をもつものを優先する」という意味での「能力主義」である。しかもそこで問題とされる「能力」あるいは「学問的才能」とは、進学適性検査や数学と外国語の成績といった、画一的な基準ではかられる狭い概念である。したがって、そこで養成がめざされた「人材」の概念も非常に限定的な意味をもつものと見なすことができるのである。

V. む す び

以上検討してきたように、国家防衛教育法、ロックフェラー報告、コナント報告はともに、国家的なレベルでのマンパワー政策に基づく個人の能力開

発、人材養成の促進とそのため教育改革を主張した点で、共通している。しかしそれぞれの人材養成論がめざしたものは、微妙に異なっている。

国家防衛教育法には、確かに優れた能力をもつ生徒・学生への援助が含まれている。しかしその主たる政策的意図は、決してエリートの養成にあったのではない。それは理科・数学・外国語を中心とした初等・中等教育の改革を通しての全般的な人材養成の質的改善を課題としていた、と見ることができる。ただし、法律成立の過程で人種差別禁止条項が削られたり、学生に対する連邦援助の形態が奨学金から貸付金へとトーン・ダウンした点、さらには、忠誠宣誓条項が加えられた点などは、人材養成の効率的な徹底という観点から見れば、政治的な制約をもっていた、と見ることができる。

これに対してロックフェラー報告は、徹底した能力の開発を主張する人材養成論である。そこでは、マイノリティーや女性、経済的に恵まれない地域の住民、老人の才能の浪費が戒められていた。ロックフェラー報告もやはり、優れた能力をもつものへの特別な配慮を主張する。しかし同時に、多様な能力の存在を認め、すべての個人がそのもてる能力を最大限に発揮することが奨励されている。すなわち複雑で多様な職業構造・社会構造のあらゆるレベルの人材養成が主張されている点が特徴的である。

上の二つに比べるとコナント報告は、かなり明確にエリート養成への関心を示している。総合制ハイスクールという形の「機会の平等」の理念のもとで、成績上位15-20%の生徒の選別が行われる。しかもこの場合数学と外国語という「学問的教科」における能力をもつもののみを将来のエリートとして選別することが意図されているのである。この点ロックフェラー報告の「多様な能力観」とは一線を画している。

以上の人材養成論の相違は、それぞれの法律・報告書の教育史的性格の違いによる、と考えることもできる。つまり国家防衛教育法は、議会立法による教育政策の表現としての性格をもつ。これに対してロックフェラー報告は、財団の支援による研究班の思想的表現としての性格をもつ。またコナント報告は、学校の実態調査に基づく教育指導者対象の手引きとしての性格をもつ。

いずれにせよ国家防衛教育法やこれら二つの報告書の人材養成論の特徴を一括して、単にあいまいな「能力主義教育」や、「エリート教育」「英才教育」という概念で説明することは適当ではない。

国家防衛教育法は、ここで検討した二つの報告書の人材養成論と比較するとき、それが初等・中等教育の一般的質的向上による人材養成をめざした点にその教育史的意義がある、といえる。そしてそれが1960年代の「カリキュラムの現代化」運動や1965年の初等中等教育法（Public Law 89-10: Elementary and Secondary Education Act of 1965）の成立へとつながって行く。

本稿は、国家防衛教育法の教育史的意義を限られた視点からしか考察していない。この点为本稿の限界である。今後、同法成立の前後史を対象として、考察の範囲を拡げて行くことを課題としたい。

註

- (1) 国家防衛教育法成立前後のアメリカ教育改革動向は、現在進行中の、すなわち1980年代のアメリカ教育改革動向からの関心に基づいて、最近論じられることが多くなった。しかしこの関心に基づく教育史的研究は、筆者の知る限り、あまりなされていない。
- (2) The National Defense Education Act of 1958. 内容については、*School Life* ①、また訳文は、三谷弘・深沢京子（共訳）「アメリカの国防教育法（下）」『レファレンス』第101号（国立国会図書館、1959年6月）、を参照した。
- (3) 経済的不平等と、教育制度における機会均等や能力主義との関連については、そのイデオロギー性が1960-70年代に大きく問題にされることになる。

<謝 辞>

本稿をまとめるにあたって、資料面で、名古屋大学教育学部の早川操先生

にご協力いただきました。紙面をお借りして、心よりお礼申し上げます。

参考文献

“Broad Purpose Federal Support Should Replace N.D.E.A.,” *The Nation's Schools*, 67-3, (March 1961).

Campbell, Roald F. “Antecedents and Expressions of Educational Policy at the National Level,” *Educational Research Bulletin*, 38-6, (September 9, 1959).

Campbell, Roald F. and Bunnell, Robert A. “Differential Impact of National Programs on Secondary Schools,” *The School Review*, 71, (Winter 1963).

Campbell, Roald F. and Hencley, Stephen P. “Accept N.D.E.A. Money: But With Doubts and Reservations,” *The Nation's Schools*, 66-4, (October 1960).

Clowse, Barbara B. *Brainpower for the Cold War: The Sputnik Crisis and National Defense Education Act of 1958*, (Westport, Connecticut: Greenwood Press, 1981).

Conant, James B. *The American High School Today*, (New York: MacGraw-Hill, 1959).

Dooley, Kiaran L. “Mr. Johnson Is Wrong: A Reply.” *Phi Delta Kappan*, 48, (June 1967).

Glazer, Nathan et al., “In Search of Excellence and Equity in Our Nation's Schools,” (Symposium), *Harvard Educational Review*, 57-2, (1987).

Johnson, I.T. “An Evaluation of NDEA Title III : Is Title III Aid Reaching Those for Whom it was Intended?,” *Phi Delta Kappan*, 48, (June 1967).

金子忠史『変革期のアメリカ教育—学校編—』, (有信堂, 1985年)。

Karier, Clarence J. *The Individual, Society, and Education: A History of American Educational Ideas*, (Second Edition), (University of Illinois Press, 1986).

Miller, William C. and Goldberg, Albert L. "Important Side Effects of the N.D.E.A.," *Education*, 85, (October 1964).

宮地誠哉『アメリカの中等教育—ハイ・スクールの成立と発展—』(学事出版, 1984年)。

毛利陽太郎「第二次世界大戦後の教育」『アメリカ教育史Ⅱ』第六章, (世界教育史大系18), (講談社, 1976年)。

NEA Research Division, "Teacher Opinion Poll: National Defense Education Act," *NEA Journal*, 52, (January 1963).

大野雅敏「アメリカにおける能力主義的教育の背景」『北海道教育大学紀要』(第一部C) 18-2, (1968年3月)。

Portzline, Donnell B. "A Critique of NDEA, Title XI: Institutes in Geography and History," *Social Education*, 30, (November 1966).

Ravitch, Diane. *The Troubled Crusade: American Education, 1945—1980*, (New York: Basic Books, 1983).

Ravitch, Diane. *The School We Deserve: Reflections on the Educational Crises of Our Times*, (New York: Basic Books, 1985).

Rockefeller Brothers Fund, Inc., *The Pursuit of Excellence: Education and the Future of America*, (New York: Doubleday & Company, Inc., 1958).

佐藤三郎「アメリカにおける教育課程改革に見る理論と実践」『教育学研究』53-3, 日本教育学会, (1986年9月)。

School Life, (Official Journal of the Office of Education).

41-2, (October - November 1958). ① "National Defense Education

- Act: A Full Report." ② "Putting the Act to Work."
 41-4, (January-February 1959). ③ "The 1960 Budget and the
 Office of Education." ④ "National Defense Education Act."
 42-2, (October 1959). ⑤ "NDEA: 1958-1959, A Year of Pro-
 gress." ⑥ "NDEA Improves State Schools."
 42-5, (January 1960). ⑦ Walter M. Arnold, "Area Vocational
 Education Programs."
 42-6, (February 1960). ⑧ C.H. Moore, "The National Defense
 Education Act: After 18 Months."
 42-7, (March 1960). ⑨ Ralph P. Frazier, "State Plans and Title
 III." ⑩ Kenneth E. Mowrey, "State Supervisors: In Science,
 Mathematics, and Modern Foreign Languages."
 42-8, (April 1960). ⑪ Matthew J. Brennan, "State Reports
 on Title III Programs."
 43-1, (September 1960). ⑫ Milton Beckmann, "NDEA Aids
 Strengthen Mathematics Programs."
 43-4, (December 1960). ⑬ Robert A. Crummel, "Administration
 of Title III: The Man and the Job."
 43-6, (February-March 1961). ⑭ "Russian Language Study
 under NDEA." ⑮ Roland G. Ross, "Recent Trends in Guidance,
 Counseling, and Testing."
 43-8, (May 1961). ⑯ "Science, Mathematics, and Modern
 Foreign Languages: Improvements in the Public Schools under
 the National Defense Education Act."
 44-1, (September 1961). ⑰ Albert Piltz, "New Vigor in the
 Teaching of Science: A Result of the National Defense
 Education Act".

44-3, (November-December 1961). ⑱Robert C. Hall and Stanton C. Craigie, "Student Borrowers under NDEA: Regional Contrasts."

45-3, (January 1963). ⑲Robert C. Hall, "Occupational Plans of Student Borrowers under NDEA."

Smith, Herbert A. "Report on Title III : National Defense Education Act of 1958," *The Science Teacher*, 26, (December 1959).

Howe, Mark DeWolfe. "Memorandum on the Constitutionality of Section 1001 (f) of the National Defense Education Act." *Harvard Educational Review*, 30-1, (Winter 1960).

Spring, Joel. *The Sorting Machine: National Educational Policy Since 1945*, (New York: Longman, 1976).

Sufrin, Sidney C. *Administering the National Defense Education Act*, (The Economics and Politics of Public Education 8), (New York: Syracuse University Press, 1963).

U.S. Office of Education, "NDEA's Decade of Accomplishment," *School & Society*, 97, (Summer, 1969).

山内太郎 (編著) 『世界の教育改革』 (教育学叢書第2巻), (第一法規, 1967年)。

THE NATIONAL DEFENSE EDUCATION ACT OF 1958:
ITS MEANING AND CHARACTER IN
THE HISTORY OF AMERICAN EDUCATION

Yoshimitsu Matsuura

This paper aims to clarify the meaning and character of the National Defense Education Act of 1958 (Public Law 85-864: NDEA) in the educational history of the United States. For this purpose the author compares the aims and objectives of the national educational policy expressed by the NDEA with those of two reports on education and manpower development supported by philanthropic foundations. These two reports, one called the Rockefeller report; *The Pursuit of Excellence: Education and the Future of America*, by Rockefeller Brothers Fund, appeared in 1958, and the other called the Conant report; *The American High School Today*, by James Bryant Conant, appeared in 1959, broadened the debate over the quality and condition of American public education.

It is said that the enactment of the NDEA and publicity of the two reports is a milestone in the history of educational policy at the national level in the United States. Indeed it had a great impact on the educational reform movement of the 1960s. But the conceptions of manpower development of these three documents, the NDEA, the Rockefeller report, and the Conant report, had different meanings.

On October 4, 1957, the Soviet Union launched the world's first artificial space satellite, *Sputnik*, into orbit around the earth. After *Sputnik*, the mood of national crisis that the United States was losing its scientific and technological superiority to the Soviet Union, and American schools

failed to meet manpower needs and ignored critical subjects, science and mathematics, promoted a bill in Congress which provided federal categorical aid to specific educational programs.

The NDEA was signed into Public Law 85-864 by President Dwight D. Eisenhower on September 2, 1958. In this Act, Congress declares "that the security of the Nation requires the fullest development of the mental resources and technical skills of its young men and women." And the Act provided loans to students in institutions of higher education, graduate fellowships for national defense, and grants to strengthen science, mathematics, and modern foreign language instruction. It also funded the improvement of guidance, counseling, and testing programs, and the development of area vocational program for technicians.

The Rockefeller report on education insisted that the development of human potentialities should be one of the most important national goal and that we could realize both excellence and equality without compromising either. And it also advocated preparation for a constant and growing demand for talents of all varieties. The conception of excellence in the Rockefeller report embraces many kinds of achievement at many levels. It means the maximum development of individual potentialities at all levels.

In late 1956, the Carnegie Corporation decided to support studies of public education by James B. Conant, former president of Harvard University and ambassador to West Germany. His first report on high school was published in 1959, and it became an instant best seller. In this report, Conant recognized that the public comprehensive high schools served students of differing academic abilities and career interests. He defines the comprehensive high school as one "whose programs correspond to the educational needs of *all* the youth in the community." To be comprehensive, a high school had to provide a general education for all the pupils, to offer the noncollege-bound majority elective nonacademic courses, and to

provide the academically talented students with advanced courses in fields such as mathematics, science, and foreign languages. Though Conant opposed tracking of students into separate curricula, he endorsed ability grouping. He insisted that the high school should have the responsibility of socially integrating students from different socioeconomic, ethnic, and racial backgrounds. But what he was aiming principally at was the improvement of the quality of the academically talented students' education.

In comparison with these two reports above mentioned, the NDEA is distinguished by a major general attempt at federal aid to education at the elementary and secondary levels. This is the hypothesis of the author.